伊丹市規則第５２号

伊丹市職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年１０月２８日

伊丹市長　中田　慎也

伊丹市職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則（令和８年伊丹市規則第５２号）

伊丹市職員の勤務時間に関する規則（昭和４６年伊丹市規則第５５号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線部分（以下，改正前の欄にあっては「改正前部分」と，改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については，次のとおりとする。

⑴　改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは，当該改正前部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正前部分のみ存在するときは，当該改正前部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは，当該改正後部分を加える。

改　正　前	改　正　後
（勤務時間） 第２条　（略） ２　前項の勤務時間の割振りは，別に定めるもののほか，１日につき７時間45分とし，休憩時間を除き，午前８時45分から午後５時45分までの間で任命権者が定める。	（勤務時間） 第２条　（略） ２　前項の勤務時間の割振りは，別に定めるもののほか，１日につき７時間45分とし，休憩時間を除き，午前７時30分から午後６時45分までの間で任命権者が定める。
（休憩時間） 第３条　職員の休憩時間は，別に定めるもののほか，午後０時から午後１時までとする。	（休憩時間） 第３条　職員の休憩時間は，別に定めるもののほか，１時間とする。 ２　休憩時間の始まる時刻は午後０時とし，終わる時刻は午後１時とする。ただし，任命権者が業務上特に必要があると認めるときは，休憩時間の始まる時刻および終わる時刻を変更することができる。
（超過勤務を命ずる時間および月数の上限） 第６条の３　任命権者は，職員に超過勤務を命ずる場合には，次の各号に掲げる職員の区分に応じ，それぞれ当該各号に定める時間および月数の範囲内で必要最小限の超過勤務を命ずるものとする。 （１）　次号に規定する部署以外の部署に勤務する職員　次に掲げる職員の区分に応じ，それぞれ次に定める時間および月数（アにあつては，時間）	（超過勤務を命ずる時間および月数の上限） 第６条の３　任命権者は，職員に超過勤務を命ずる場合には，次の各号に掲げる職員の区分に応じ，それぞれ当該各号に定める時間および月数の範囲内で必要最小限の超過勤務を命ずるものとする。 （１）　次号に規定する部署以外の部署に勤務する職員　次に掲げる職員の区分に応じ，それぞれ次に定める時間および月数（アにあつては，時間）

ア　（略） イ　１の年度において勤務する部署が次号に規定する部署からこの号に規定する部署となつた職員　次の（ア）および（イ）に定める時間及び月数 （ア）・（イ）　（略） （２）　（略） ２～４　（略） （不妊治療の内容） 第10条の３　条例第14条第５号の２の規則で定める不妊治療は，体外受精及び顕微授精とする。	ア　（略） イ　１の年度において勤務する部署が次号に規定する部署からこの号に規定する部署となつた職員　次の（ア）および（イ）に定める時間および月数 （ア）・（イ）　（略） （２）　（略） ２～４　（略） （不妊治療の内容） 第10条の３　条例第14条第５号の２の規則で定める不妊治療は，体外受精および顕微授精とする。

付　則

この規則は，令和８年１１月１日から施行する。ただし，第６条の３及び第１０条の３の改正規定は，公布の日から施行する。